

江別市発注工事における社会保険等未加入建設業者対策について

江別市が発注する建設工事については、これまで社会保険等（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険）に加入している建設業者を契約の相手方としているところですが、さらに社会保険未加入対策を推進するため、**平成30年4月1日から、社会保険未加入建設業者との一次下請契約を禁止します。**

1 一次下請契約からの社会保険等未加入建設業者の排除

下請契約を締結する工事において、原則として、工事請負契約書第6条の2により、下記の届出をしていない建設業者（※1）を一次下請契約の相手方にできません。

- ・ 健康保険法第48条の規定による届出
- ・ 厚生年金保険法第27条の規定による届出
- ・ 雇用保険法第7条の規定による届出

※1 建設業法第2条第3項に定める建設業者をいい、当該届出の義務がない者を除く。以下「社会保険等未加入建設業者」という。

2 適用対象

平成30年4月1日以降に入札公告及び業者指名等される全ての工事契約

3 社会保険加入状況の確認方法等について

元請業者から提出された施工体制台帳や再下請通知書等の記載内容により、下請業者の社会保険等の加入状況を確認します。

社会保険等未加入業者と下請契約を締結していることが判明した場合、締結した理由を記載した書面（第1号様式）を提出してもらい、当該下請契約を締結しなければ工事の施工が困難となること等特別の事情の有無を判断します。

【特別の事情があると認められる場合】

市が指定する期間内（概ね1ヵ月）に、当該一次下請建設業者が社会保険等に加入したことを確認できる書類（※2）の提出をしてください。指定期間内に提出されなかった場合は、次項「4 ペナルティ措置」の対象となります。

※2 加入確認書類

【健康保険・厚生年金保険】領収証書、社会保険料納入証明（申請）書（写） など

【雇用保険】領収済通知書及び労働保険概算・確定保険料申告書（写） など

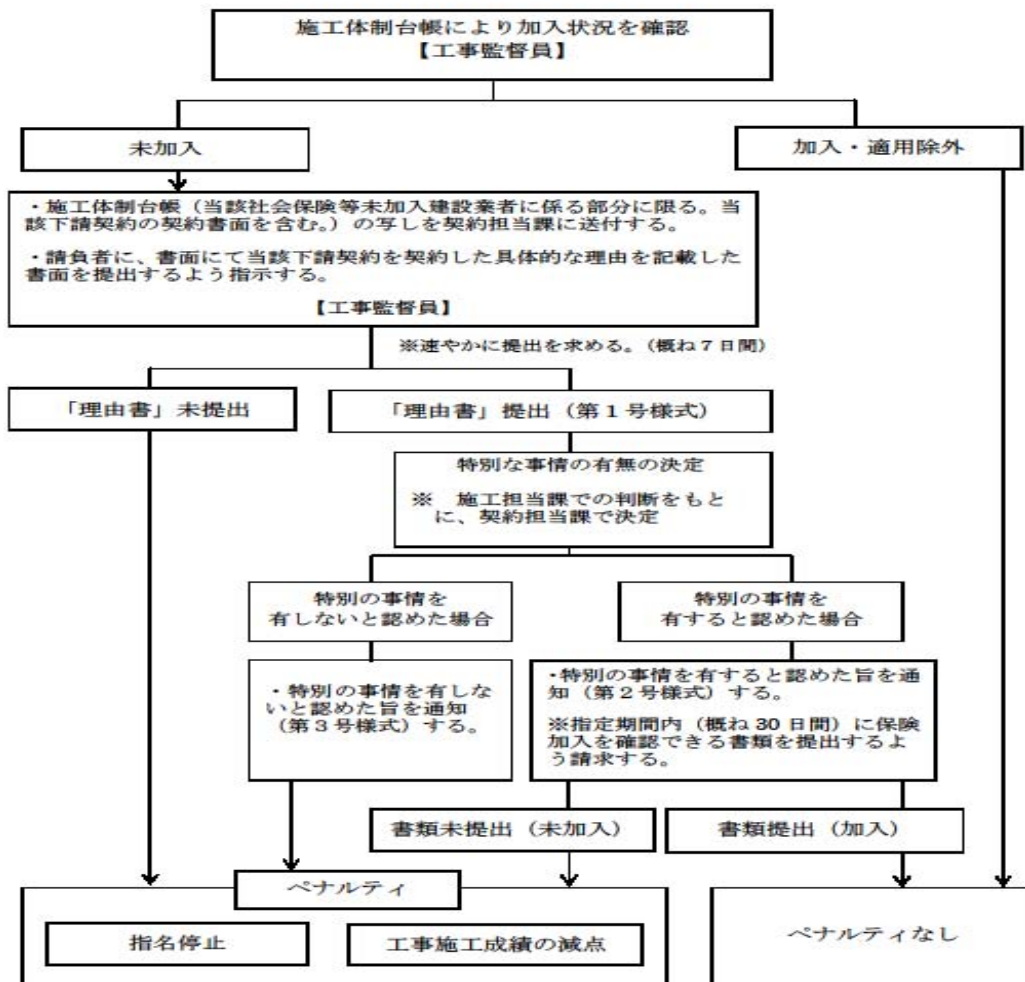
【次項へ】

【特別の事情があると認められない場合】

下記「4 ペナルティ措置」の対象となります。

なお、指定する期間内での社会保険加入理由書が提出されない場合も、特別の事情を有しないものとみなします。

事務フロー図



4 ペナルティ措置

- (1) 契約違反による指名停止（2週間～4カ月間）
- (2) 法令遵守等（指名停止）の項目該当による工事成績評定減点（マイナス10～20点）

お問い合わせ先

●江別市契約管財課契約係

〒067-8674 江別市高砂町6 江別市役所本庁舎2階

Tel : 011-381-1066 Fax : 011-381-1070

●水道部総務課総務係 ※水道部発注の工事についてのお問い合わせ先

〒067-0071 北海道江別市萩ヶ岡1番地の4 江別市水道庁舎1階

Tel : 011-385-1213 Fax : 011-385-1219